

○県内事業者の「稼ぐ力」強化支援補助金に係るFAQ：よくある質問（申請）

種類	No.	質問	回答	追加日
(A) 予算等 について	A-1	全体の採択件数の見込を教えてください。	採択件数は、商工会議所・商工会全体で約680者を見込んでおります。	
	A-2	予算額の上限は決まっているのでしょうか。	決まっています。ただし、詳細はお答えできません。	
(B) 事業期間 について	B-1	公募期間を教えてください。	公募期間は、5/7～5/29までです。	
	B-2	事業者の事業期間はいつまででしょうか？	事業者の事業期間は、交付決定日から令和8年12月15日までです。	
	B-3	事業が計画通りに遂行できず、事業期間を過ぎてしまいました。延長はできますか？	事業期間は令和8年12月15日までです。それ以降の延長は認められませんので、その場合は、様式第7号「事業の廃止（中止）承認申請書」を、申請した商工会等にご提出ください。	
(C) 対象者 について	C-1	対象者を教えてください。	宮崎県内に主たる事務所を置く中小企業又は小規模事業者が対象となります。	
	C-2	中小企業とはどういった事業者でしょうか？	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、小規模事業者に該当する事業者は除きます。具体的には以下のとおりです。 「製造業その他」→資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 「卸売業」→資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 「小売業」→資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 「サービス業」→資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	
	C-3	小規模事業者とはどういった事業者でしょうか？	小規模支援法第2条に定める小規模事業者です。具体的には以下のとおりです。 「卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）」→常時使用する従業員5人以下 「サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他」→常時使用する従業員20人以下	
	C-4	常時使用する従業員の考え方について教えてください。	「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条に定める「解雇の予告を必要とする者」とします。ただし、以下の方は、「常時使用する従業員数」に含めないものとします。 (ア) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。） (イ) 個人事業主本人及び同居の親族従業員 (ウ) 申請時点で育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の従業員 (エ) 日雇い者、2か月以内の有期雇用者、季節的業務4か月以内の有期雇用者、または試用期間中の者。	

種類	No.	質問	回答	追加日
	C-5	商工会もしくは商工会議所の「会員・非会員」問わず申請可能でしょうか。	会員・非会員問わず申請可能ですが、商工会もしくは商工会議所の窓口を通じて申請する必要があります。	
	C-6	業種の制限はありますか。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める「風俗営業」及び同上第5項に定める「性風俗関連特殊営業」を営む者は対象外となります。 また、射幸心をあおるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害するおそれがあるものは対象外となります。（マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等）	
	C-7	社団法人やNPO法人などは対象になりますか。	社団法人は対象外です。NPO法人については下記の要件を満たす場合のみ対象になります。 ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。 ・認定特定非営利活動法人でないこと。 ※なお、「常時使用する従業員の数」に係る適用業種は「その他」とします。	
	C-8	農業法人は対象になりますか。	会社及び会社に準ずる営利法人となりますので対象となります。ただし、農事組合法人は対象外です。	
	C-9	県税に未納がありますが、申請できますか。	県税に未納がないことが要件となりますので、完納の上、申請してください。	
	C-10	創業以降、決算期を一度も迎えていませんが、対象となりますか。	申請時点で創業し、事業活動の実態があれば対象となります。 なお、個人事業主の場合は、税務署へ提出した開業届の控え（税務署印もしくは受信通知があるもの）を提出していただきますが、開業届に記載されている「開業・廃業等日」が、申請日以前である必要があります。令和8年1月以降に開業された方で、受信通知が無い場合は、開業届の控えと売上台帳等（任意様式）の写しを提出してください。 また、法人の場合は、法人設立届出書（税務署印もしくは受信通知があるもの）を提出頂きますが、法人設立届出書に記載されている事業開始年月日が、申請日以前である必要があります。令和8年1月以降に開業された方で、受信通知が無い場合は、法人設立届出書の控え、売上台帳等（任意様式）の写し、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書を提出してください。 <u>※上記「売上台帳等」について売上が0円の場合は、事業活動の実態が確認できないため当補助金への申請はできません。</u>	
	C-11	県外に本店があり、県内に支店がありますが、支店は対象となりますか？	宮崎県内に主たる事業所を置く中小企業又は小規模事業者が対象となるため、本事業では対象外です。	
	C-12	個人農業者ですが、系統出荷以外にも微量ですが道の駅等に卸しております。対象となりますか？	対象となります。ただし、系統出荷による収入のみの場合は対象外ですのでご注意ください。また、 <u>農業を含む第1次産業に使用できる機器等の費用は補助対象外経費となりますのでご注意ください。</u> ※E-27を参照	

種類	No.	質問	回答	追加日
	C-13	申請時点で、県外で事業をしている個人事業主です。申込締切終了後に、宮崎市内に移転し開業する予定です。「個人事業の開業・廃業等届出書」（税務署）による移転手続きは完了しています。この場合、申請対象者の要件を満たしますか。	申請時点において、宮崎県内での事業活動の実態がなく、補助対象者となる要件「宮崎県に主たる事務所を置く中小企業又は小規模事業者」を満たしていないため、申請対象外です。なお、移転し開業したことを証明する提出資料として、税務署に提出した開業届の「開業・廃業等日」が、申請日以前である必要があります。	
	C-14	数年前に宮崎県内に移住した個人事業主です。住居は県内ですが、実店舗は県外にあります。現在、県内で土地を取得し、県内での店舗オープンに向けて工事着工している段階です。この場合、申請対象者の要件を満たしますか。	土地の契約及び工事着工では、申請時点で「事業活動」の実態があるとはみなされないのので、「宮崎県に主たる事務所を置く中小企業又は小規模事業者」の要件を満たさないため、対象外です。	
	C-15	居住地は県外ですが、主たる事業所は宮崎県内にあります。この場合、申請対象者の対象となりますか？	県内に主たる事務所があることから、対象になります。	
(D) 申請書等の 提出資料 について	D-1	補助金申請に必要な書類について教えてください。	公募要領13～15ページをご確認ください。	
	D-2	申請書等の押印は不要で良いでしょうか。（申請者押印部分）	申請や実績報告に係る押印は全て不要です。ただし、押印を妨げるものではありませんので、押印済みのものはそのまま提出していただいて構いません。	
	D-3	各経費の見積金額を説明できる資料がありません。概算で良いでしょうか？	1件の金額が3万円以上の場合、概算での申請はできませんので、各経費の見積金額を説明できる資料が必要です。	
	D-4	申請様式第1号のうち、5の「(1) 補助対象事業の計画」が2ページを超えても良いのでしょうか？また、6の「(1) 補助対象事業の計画」が3ページを超えても良いのでしょうか？	規定のページを超えた場合は対象外となります。それぞれ規定ページ数以内で作成してください。	
	D-5	申請書のうち、5、6の「(1) 補助対象事業の計画」についてはそれぞれ2ページ、3ページ以内で作成するとなっていますが、文字のサイズやフォントに制限はあるのでしょうか。	特に制限はございませんが、文字が小さすぎるなど認識しづらい場合は、審査時に影響が出る可能性もございますのでご注意ください。	
	D-6	補助上限額100万円を希望する場合は何をすれば良いでしょうか。	様式第1号「5 補助対象事業の内容等」に加えて、「6 補助対象事業の内容等（補助上限100万円を希望する場合）」を作成してください。	
	D-7	補助上限額が50万円と100万円で計画の内容が異なります。申請書類はどのようにすれば良いでしょうか。	様式第1号「5 補助対象事業の内容等」に補助上限額50万円の計画、「6 補助対象事業の内容等（補助上限100万円を希望する場合）」に補助上限額100万円の計画を作成してください。	

種類	No.	質問	回答	追加日
	D-8	売上高の記入欄について、令和7年に開業したため前々期の売上高がないのですが、どうすれば良いのでしょうか？	0円とご入力ください。	
	D-9	県税の納税証明書は後日提出でも良いのでしょうか？	後日、提出することは認められません。 申請書類（一式）は、申請期限（5/29）までに、各商工会または商工会議所に対して、まとめて提出する必要があります。	
	D-10	県税の納税証明書は原本を電子データ化した方が良いでしょうか。	原本ではなく、写しを電子データ化していただいても構いません。	
	D-11	県税の納税証明書にかかる「2か月以内」の基準日はいつですか。	申請日から2か月以内です。	
	D-12	県税の納税証明書を発行するための「納税証明請求書」について、「請求事項」はどれを選択すれば良いのでしょうか。	証明の種類は「1 県税の未納がないこと」、税目は「全税目」を選択してください。	
	D-13	所得税の確定申告をしていない場合は、どうしたら良いでしょうか。	所得税が発生せずに、所得税の確定申告をしていなかった場合で、市町村への住民税の申告をされている事業者につきましては、市町村で行った住民税の申告書（受付印あり）で代用することができます。	
	D-14	10万円以上かかる経費について、どうしても2者以上の見積が取れない場合、実績報告の提出時はどうしたら良いでしょうか。	10万円以上かかる経費は、原則として2者以上からの見積書の提出が必須ですが、どうしても1者分しか提出できない場合には、様式第13号を提出してください。	
	D-15	クリック課金広告サービス等のウェブ広告を行う場合、自分で決めた予算額を入力することで発注する形式のため、見積書が取得できず料金表等もないのですが、金額が分かる資料はどうしたら良いでしょうか。	「取引先の名称、補助事業者名、予算金額」が分かる資料（管理画面の印刷等）をご提出ください。（任意様式）	
	D-16	申請書（様式第1号）の業種欄について、複数業種の事業をしている場合、どの業種にチェックを入れたら良いでしょうか。	売上高の一番多い業種にチェックを入れてください。	
	D-17	もうすぐ確定申告が完了する予定ですが、申請時点では前年度分が直近の確定申告書等となります。この場合、申請後に差替えが必要でしょうか。	差替えは不要です。申請日時点において、直近の確定申告書をご提出ください。	
	D-18	法人設立1期目のため、1度も決算を迎えていないのですが、県税の納税証明書は必要でしょうか。	県税の納税証明書は、確定申告前でも取得可能ですので、必要です。	

種類	No.	質問	回答	追加日
	D-19	商工会地区にある事業者が、商工会議所会員のため、所属商工会議所に申請する場合、どの様式を使用したら良いでしょうか。	申請窓口となる「商工会議所」の様式をご使用ください。 なお、商工会議所地区にある事業者が、所属商工会に申請する場合も同様に、申請窓口となる「商工会」の様式をご使用ください。	
	D-20	同一事業者から複数の商品を購入したケースで、見積書や請求書等の証憑書類は、購入物の数だけそれぞれ添付が必要なのでしょうか。	見積書など一つの証憑書類に複数の補助対象経費が含まれる場合は、提出は一枚のみで構いません。ただし、それぞれの項目がどの補助対象経費に当たるのかが、分かるように記載されている必要があります。	
	D-21	旅費について、旅行代理店へパックで注文するより、自分でネット注文の方が安いいため、自分で個別に飛行機、宿泊ホテル、電車を予約し、1件あたりの支出がすべて3万円未満となった場合、見積書は必要でしょうか。	飛行機代、宿泊ホテル代等の支払いにおいて、すべての支払先が別かつ1件あたり税込3万円未満であれば、見積書の提出は不要です。 ただし、1件あたり税抜1万円以上の経費が対象になりますのでご注意ください。	
	D-22	確定申告の受信通知がない場合、確定申告書第1表（法人は別表一（一））の上部分に記載してある、受付日・受付番号が確認できれば大丈夫でしょうか。	大丈夫です。また、税理士事務所の印鑑が押されている場合や税理士事務所が作成した電子完了報告書の場合でも、受付日と受付番号が記載してあれば大丈夫です。 税務署への閲覧請求で提出した確定申告書を写真に撮った税務署の押印がある確定申告書でも大丈夫です。	
	D-23	開業届（個人事業主）もしくは法人設立届出書（法人）の控えに税務署の印が無い（もらえない）のですが、どのような書類を提出すればよいでしょうか。	C-11に記載の通り、 個人事業主であれば①開業届の控え（印無し）、②売上台帳等（任意様式）の写しの二つを提出してください。 または、県税事務所に提出した、受付印のある事業開始届出書でも構いません。 法人であれば①法人設立届出書の控え（印無し）、②売上台帳等（任意様式）の写し、③現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の三つを提出してください。	
(E) 補助対象事業・ 補助対象経費 について	E-1	どのような事業が対象となるのでしょうか。	公募要領4ページに記載している要件を全て満たす事業が対象です。具体的には、同ページに例示しておりますが、不明な場合は各商工会または商工会議所にご相談ください。	
	E-2	補助上限金額、補助率を教えてください。	中小企業・小規模事業者どちらも補助上限50万円、補助率2/3です。 補助上限額100万円を希望した事業者（5、6補助対象事業の内容等をどちらも記入された申請者）のうち、特に優れた者（80社程度）のみ100万円となります。補助率はそのままです。 事業の内容等に関わらず一律となります。	
	E-3	補助金算定の際に端数が出た場合はどうしたら良いでしょうか。	1,000円未満を切捨ててください。	
	E-4	対象外の経費を教えてください。	原則、公募要領に掲げるもの以外は全て対象外となります。不明な場合は、各商工会または商工会議所へ個別にご相談ください。	
	E-5	同事業（取組）に対し、他の補助金との併用は可能でしょうか。	当補助金は同一の経費でなければ併用可能ですが、別の補助金が併用可能か否かを確認した上で申請してください	

種類	No.	質問	回答	追加日
	E-6	課税事業者ですが、補助対象経費は税抜・税込どちらでも良いでしょうか。	課税・免税事業者を問わず、全ての事業者が税抜となります。	
	E-7	新たな販路開拓のために、既存のチラシを増刷して配布したいのですが、対象となりますか。	既存のチラシの増刷等に関しましては、通常の事業活動の一環と捉えられるため、新事業展開等を支援する本事業の趣旨に沿わないため、対象外となります。	
	E-8	新事業を実施するにあたり、建物の増築・増床や物置等を新たに設置する必要があるのですが、対象となりますか。	建物の増築・増床や小規模な建物（物置等）の設置については、不動産の取得に該当する工事となりますので対象外となります。	
	E-9	チラシのデザインのみ他社へ依頼し、印刷については自社のプリンター等で印刷したいのですが、対象となりますか。	他社へ依頼したデザイン料については「広報費」として対象となりますが、自社のプリンター等で印刷に関しましては、通常の事業活動の中で取り組むことが可能と判断し、対象外といたします。	
	E-10	機械装置等費について、見本品やデモ機等は対象になりますか。	見本品やデモ機等は対象外です。	
	E-11	展示会等出展費について、会場で販売するようなイベントへの出展経費は対象となりますか。	会場での販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものは補助対象外です。	
	E-12	広報費について、郵便局の「料金別納郵便」は、補助対象になりますか。	補助対象になります。（郵便切手は対象外）	
	E-13	フランチャイズの加盟料やロイヤリティ、広告関連経費は対象になりますか。	フランチャイズ関連の経費は、全て対象外となります。	
	E-14	専門性の高い車両（軽トラの荷台にリフト等を搭載）を購入する場合は対象になりますか。	車両は汎用性があるため補助対象外です。ただし、車両本体以外の荷台部分にかかる設備投資は補助対象になり得ます。	
	E-15	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備は、補助対象になりますか。	自走式作業用機械設備は、補助対象です。「車両」に該当しないもの（公道を走行できないもの）が補助対象になります。	
	E-16	買収先の会社で、買収元で既に使っているシステムを導入する場合、対象になりますか。	既存システムの拡大のため、補助対象外です。	
	E-17	イベントに商品を出展し、業者に委託して販売する場合、出店費用とプロモーション費用は補助対象になりますか。	販売目的商品の販売委託に係る経費は、全て対象外です。	
	E-18	自社でホームページ（以下、HP）を作成する場合、HP作成システムにおけるHP作成テンプレートは、広報費として補助対象になりますか。	補助対象になります。	

種類	No.	質問	回答	追加日
	E-19	基礎工事を打たないコンテナ設置は、補助対象でしょうか。	不動産取得には該当しないため、補助対象になります。	
	E-20	事業所内の駐車場に設置する、顧客用カーポート（駐車用の屋根）は外注費として補助対象になりますか。	不動産取得には該当しないため、補助対象になります。ただし、新事業や販路開拓に必要なものなのか、計画書の内容を見て判断します。	
	E-21	新事業で建物の横にオーニング（ひよけ）とデッキの設置を計画しているが、増築（不動産の取得）に該当しますか。	不動産取得に該当しません。外気分断性（三方向以上壁で囲まれている等）、土地への定着性（基礎等で物理的に土地に固着している）、用途性の3つすべての要件を満たすものが、不動産の取得に該当するとみられ、補助対象外となります。	
	E-22	ホームページの保守費用は対象になりますか。	事業期間内のものであれば、補助対象になります。ただし、当補助金で作成・改良しない既存のホームページに係る保守費用は対象外です。	
	E-23	郵便によるダイレクトメールや料金後納郵便は、補助対象になりますか。	どちらも補助対象になります。ただし、切手は補助対象外です。	
	E-24	機械設備の導入費用について、設置費や送料は補助対象になりますか。	機械装置等費の導入に要する費用（機械装置等費）として、どちらも対象になります。	
	E-25	専門家への謝金について、オンライン実施でも補助対象になりますか。	オンライン実施の場合でも、補助対象になります。	
	E-26	航空券（国際線）のプレミアムエコノミーは補助対象になりますか。	プレミアムエコノミー分の料金は補助対象外です。（国内線のプレミアムシートと同様に解釈：公募要領11ページ） ただし、プレミアムエコノミーを利用した場合でも、エコノミークラス料金分は補助対象になります。（エコノミークラス料金が分かる資料の提出が必要）	
	E-27	農業をしながら、収穫した野菜を自社の飲食店で使用したり、販売をしています。この場合、補助対象事業者になりますか。また、どのようなものが補助対象経費になりますか。	1次産業を行っていても系統出荷のみでなければ補助対象事業者になります。ただし、補助対象事業者であっても、1次産業（農業、林業、水産業等）に使用できる機器等の費用は補助対象外となります。農業であれば収穫まで、漁業であれば漁獲まで、林業であれば伐採までの工程の範囲が1次産業と考えます。したがって、収穫等をしたものを加工する機器等については補助対象経費となります。	
(F) 賃金引上げ特例 適用枠について	F-1	賃金引上げ特例適用枠とはなんですか。	交付申請時に、実績報告までに事業場内最低賃金を5%以上引き上げることを誓約（申請時に様式第3号を提出）し、かつ交付申請日の属する会計期間の直近の会計期間又は交付申請日を基準とする直近1年間の課税所得が0円以下の事業者が対象となる枠です。 補助対象経費の補助率が4分の3になります。	

種類	No.	質問	回答	追加日
	F-2	賃金引上げ特例適用枠を希望する場合は、（申請時に）なにを提出すればよいですか。	<p>通常の必要書類（公募要領参照）に加えて以下の書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○賃金引上げ特例適用申請書（様式第3号） ○事業場内最低賃金算出表 ○労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳の写し ※役員、専従者従業員を除く全従業員分 ○雇用条件（1日の所定労働時間、年間休日）が記載された書類の写し（雇用契約書、労働条件通知書等） ※役員、専従者従業員を除く全従業員分 ○課税所得の確認書類（課税所得0円以下の確認） 個人事業主：直近1年間の「所得税および復興特別所得税」の「確定申告書」第一表 ※通常枠でも必要な書類です。 法人：直近1期分の法人税確定申告書 別表一、別表四 ※別表一は通常枠でも必要な書類です。 	
	F-3	「課税所得が0円以下」の「課税所得」とはどこの金額ですか。	<p>個人事業主：「確定申告書」第一表の「課税される所得金額」欄の金額です。 法人：法人税申告書の別表一（及び別表四）の「所得金額又は欠損金額」欄の金額です。</p>	
	F-4	賃金引上げ特例適用枠を希望して申請したのですが、実施期間中に賃金を上げることができなくなりそうです。申請後に通常枠に変更することはできるでしょうか。	<p>申請時に賃金引上げ特例適用枠を希望した場合、途中で通常枠に変更することはできません。また、5%以上の賃金引上げができなかった場合は補助金の交付ができません。賃金引上げ特例適用枠を希望するかどうかは補助事業実施期間中の経営状況を十分に鑑みた上でご申請をお願いします。</p>	
(G) 物価高対策支援金 について	G-1	物価高対策支援金とはなんですか。	<p>当補助金に上乗せできる支援金です。ただし、パートナーシップ構築宣言事業者であり、支給総額は最大10万円ですが補助対象経費の4/5以内の金額となります。</p>	
	G-2	パートナーシップ構築宣言事業者とはなんですか。	<p>「パートナーシップ構築宣言」のポータルサイトで「宣言の登録」を行い、「登録企業リスト」に登録（掲載）されている事業者です。</p>	
	G-3	提出書類の「パートナーシップ構築宣言の宣言書」とはなんですか。	<p>「パートナーシップ構築宣言」のポータルサイトの「登録企業リスト」に登録（掲載）されているものと同じものです。提出データ（掲載データ）と同じものをご提出ください。</p>	

種類	No.	質問	回答	追加日
	G-4	物価高対策支援金（補助対象経費の5分の4、最大10万円支給）を含めた、補助交付等申請額の計算はどのようになりますか。	例）小規模事業者 通常枠 補助上限50万円で申請。 (i) 補助対象経費合計が60万円の場合です。 (ii) 通常枠は補助率3分の2です。 $60 \times 2/3 = 40$ 40万円 (iv) 「希望する」に☑（チェック） (v) (ii)40万円に物価高対策支援金10万円を足した金額は、 $40 + 10 = 50$ 50万円 (vi) 物価高対策支援金は補助対象経費の5分の4以内です。（千円未満切捨て） $60 \times 4/5 = 48$ (vii) (v)50万円 > (vi)48万円 48万円の方が低い金額のため、補助交付申請額は48万円 ※この場合、物価高対策支援金は8万円です。	
	G-5	昨年度（令和7年度）の県内事業者の「稼ぐ力」強化支援補助金において採択となり、パートナーシップ構築宣言の登録し、宣言書の提出をしていたので物価高対策支援金をもらうことができました。 昨年度もらっていますが、今年度の県内事業者の「稼ぐ力」強化支援補助金でも物価高対策支援金を希望することはできますか。	現在もパートナーシップ構築宣言事業者として、「登録企業リスト」に登録、掲載されていれば物価高対策支援金を支給します。ただし、物価高対策支援金はあくまで補助金に上乗せして支給するものですので、補助金の採択者に限ります。	
(H) 審査について	H-1	審査方法について教えてください。	申請いただいた電子データをもとに審査いたします。	
	H-2	審査は誰がするのでしょうか。	具体的な審査員についてはお答えすることができませんが、公平性をもって適切に審査いたします。	
	H-3	採択等に係る通知はどのようにされるのでしょうか。	申請時に記入いただいた事業所住所宛てに通知文書を送付いたします。ホームページなどウェブ上には公開いたしません。	
	H-4	不採択通知が届いたのですが、不採択の理由を教えてください。	不採択の理由等、審査の経過等に関するお問い合わせには一切応じることができません。ご了承くださいますようお願いいたします。	
	H-5	商工会や商工会議所には、担当事業者の採択等の情報が共有されるのでしょうか。	伴走支援が必要となりますので、採択等に関する情報については随時提供いたします。ただし、各商工会や商工会議所が申請窓口になった事業者以外の情報は提供されません。	
(I) 実績報告について	I-1	実績報告書の提出が、提出期限に間に合わなかった場合はどうなりますか。	実績報告の提出期限（R8.1.15）を過ぎても提出がない場合、事業が実施されなかったものとみなされ、補助金のお振込ができなくなりますのでご注意ください。	
(J) その他	J-1	事業終了後5年間の報告は必要になるのでしょうか。	5年間の報告は不要です。 ただし、事業終了後、状況に応じて報告を求める場合がありますので、帳簿及び証拠書類（原本）は、補助事業の完了年度の終了後5年間、監査要求等があったときはいつでも閲覧できるよう保存しておく必要があります。	

種類	No.	質問	回答	追加日
	J-2	補助金を受け取りましたが、どのような経理処理をすればいいですか。	補助金は、収益として、所得税・法人税の課税対象となります。 補助金の支払いを受けた事業年度に下記のとおり計上します。 預金 ○○円 / 雑収入 ○○円	
	J-3	補助金は消費税の計算においては課税の対象となるのでしょうか。	補助金は、消費税の計算においては、不課税の取扱いとなります。よって、課税の対象とはなりません。	
	J-4	固定資産を取得した場合の補助金収入の計上と減価償却費の計算方法について教えてください。	本補助金で固定資産を取得または改良した場合は、所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）または法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）が下記のとおり適用となります。 個人事業主：所得税法第42条が強制適用される 法人事業者：法人税法第42条の選択により適用を受けることができる ※詳しくは所轄の税務署にご確認ください。	
	J-5	収益納付による補助金の減額交付はありますか。	本補助金では、収益納付による減額交付はありません。	
	J-6	県内では取扱いがないため、海外から設備を輸入する場合、申請時と支払時で為替レートが変動するが、差額分はどうしたらよいか。	支払時点の為替で申請時点よりも対象経費が増額した場合、交付申請額が上限となり、差額分は補助事業者の負担となります。 また、支払時点の為替で申請時点よりも対象経費が減額した場合、減額後の金額が交付決定額となり、差額分は減額となります。なお、添付書類として、申請日と支払日時点の為替レート表が必要です。	
	J-7	申請後に会社の代表者の変更予定がありますが、申請は可能でしょうか。また、変更後はどのような手続きが必要なのでしょうか。	現代表の方が申請可能です。申請後に変更があった場合、様式第6号(変更承認申請書)のご提出が必要です。	